

空き家バンク業務委託事業者

募 集 要 領

平成31年4月

中津市

1. 本業務の目的

本業務は、空き家バンク利用者に対して、専門知識を有する相談窓口を開設する事で空き家バンクの利用を促進し、ひいては移住・定住の促進に寄与することを目的とする。

2. 本業務の概要

(1)業務の内容

(ア)空き家バンク利用希望者対応業務

① 専用回線による電話対応業務

専用の電話回線、専用の電子メールを用いて利用希望者からの空き家物件に関する相談について対応する業務

② 見学希望者案内業務

空き家物件の見学を希望する利用者に対して、物件内部を案内する業務

③ 空き家紹介業務

利用者から求められた場合、条件に適合する物件を紹介する業務

(イ)空き家所有者対応業務

① 空き家現地相談対応業務

空き家所有者との空き家物件に関する相談を現地などで受け付ける業務

② 空き家所有者代行業務（管理を除く）

空き家所有者から依頼があった場合、鍵を預かって管理し、所有者に代わって見学を希望する利用者に内部を案内する業務

③ 空き家物件掘り起こし業務

空き家バンクに登録されていない空き家物件（空き家と見られる物件を含む）に関して、書類を投函するなどの空き家バンクへの登録を促進する業務

(ウ)空き家の診断・調査業務

① 空き家診断業務

空き家の改修の要否について、目視により診断する業務

② 空き家バンク登録申請書類作成支援業務

主に、空き家所有者に代わって、間取図などを作成し、空き家バンクの登録に必要な体裁を整える事を支援する業務

(エ)中津市移住促進活動支援業務

① 空き家周辺の環境情報、地域の情報収集業務

空き家周辺の自治会活動などを調査し、報告する業務

② アドバイザー業務

移住支援に関して、必要と思われる事柄を助言する業務

③ 中津市の実施する移住推進活動支援業務

移住支援なかつなどの中津市が実施する移住支援活動を支援する業務

(2)業務の対象者

中津市に所在地を定める法人若しくは団体であること。なお、本業務に宅地建物取引士を専任させることができるもの。

(3)事業の実施場所

業務の実施場所は、中津市空き家バンクの実施地域である、中津市三光、本耶馬溪町、耶馬溪町、山国町の全域とする。

(4)業務体制

- 業務日は業務開始日から平成32年3月31日までとすること。
- 業務時間は特に設定しないが、9:00から19:00までが望ましい。
- 休業日を土日曜日及び平成31年8月12日から平成31年8月16日まで、平成31年12月29日から平成32年1月4日までを設定することができる。
- 専用の電話回線及び専用の電子メールアドレスを有して、相談業務に当たること。

(5)その他

- 業務に対して、利用者又は空き家所有者からは利用料は徴収しないこと。
- 毎月の業務報告の他、必要に応じて進捗状況報告などを行い、連携を密にとること。

3. 選定方法

一般競争入札により実施。

4. 公募及び選定スケジュール

時 期	項 目
4月 1日 (月)	事業概要の公表
4月12日 (金) まで	質問期間及び応募書類配付期間
4月12日 (金)	応募書類の提出期限
4月15日 (月) ～18日 (木)	応募書類の審査
4月19日 (金)	業者選定 (決定)
4月26日 (金) まで	業務説明、契約締結
5月 1日 (水)	契約開始
5月 7日 (火)	業務開始

5. 応募手続き

(1)応募書類の配付

応募書類については、配付期間内に中津市ホームページからダウンロードすること。

(2) 応募書類の様式

- ① 一般競争入札参加申込書（様式1）
- ② 事業概算見積書（様式任意）
- ③ 当該法人等の規約等
- ④ 宅地建物取引士免許状の写し
- ⑤ 中津市暴力団排除条例に基づく暴力団でないことの表明及び確約に関する同意書

(3) 留意事項

(ア) 応募者が次の事由に該当した場合は失格とする。

- ① 応募書類に虚偽の記載があった場合
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(イ) 応募書類について、受付期限を過ぎた後は、内容の変更、又は書類の追加は出来ない。ただし、疑義等があり、本市が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りではない。

(ウ) 応募に要する費用は応募者の負担とする。

(エ) 応募書類は、理由の如何を問わず、返却しない。必要な書類については、あらかじめ応募者で写しをとっておくこと。

(オ) 応募書類の著作権は、当該応募書類を提出した応募者に帰属する。ただし、選定事業者の選定結果の公表等必要な場合は、応募書類の内容を無償で利用できるものとする。また提出された書類は、本市の情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。（個人情報に関する情報や応募者の正当な利益を害するおそれのある情報等を除く。）

6. 提出締切日・提出方法

(1) 提出締切日：平成31年4月12日（金）午後5時まで

(2) 提出方法：9に定める地域振興移住推進係まで提出すること。郵送での提出は認めない。上記の応募書類を作成の上、正本1部（A4版、横書き）を提出すること。

7. 質問の受付

(1) 受付期間は4に掲げるとおりとする。

(2) 質問事項については、質問票を使用し、9に定める担当者に電子メールで行うものとする。

(3) 回答は、質問と併せて、質問票を提出した事業者に電子メールで送付するとともに、中津市ホームページに掲載するものとする。

8. その他

この募集要項に定めのない事項については、適宜、中津市と受託事業者で協議の上、決定するものとする。

9. 提出場所・問合せ先

〒871-8501 中津市豊田町1 4 番地 3

中津市役所 企画観光部 地域振興・広聴課 地域振興移住推進係

電話 0979-22-1111 内線：246

FAX 0979-24-7522

E-Mail tiikishinko@city.nakatsu.lg.jp

担当 坂内、江口